

Business Certificate news

No. : TCCI-0036

Date: 2012年11月27日

台湾向け原産地証明への手書き記入について

東京商工会議所が発給の台湾向け原産地証明に対して、台北駐日経済文化代表処が認証を行う場合、手書き箇所があった場合、理由の如何を問わず商工会議所の訂正印が必要とされることが判明いたしました。

東京商工会議所は、×印や二重線による訂正を伴わない追記箇所については、商工会議所の認証前の場合、訂正印を押印いたしません^(※)。追記箇所が手書きの場合には、台北駐日経済文化代表処による認証不可となります。

台湾向け原産地証明に台北駐日経済文化代表処の認証が必要となる場合は、手書き箇所について特段のご注意を払っていただけますよう、お願い申し上げます。

※認証後の場合、認証前の訂正と異なり、訂正印を押印しております。

詳しくは、当所ホームページより [証明書類の訂正の仕方](#) をご参照くださいますよう、お願いいたします。

<参考情報>

(1) 台北駐日経済文化代表処における文書証明 (台北駐日経済文化代表処HP)

<http://www.taiwanembassy.org/JP/ct.asp?xItem=233146&ctNode=1471&mp=202>

(2) 台湾からのお知らせ (2011年2月 東京商工会議所HP)

<http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/useful/pdf/taiwan.pdf>

以上